

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達業務 公募型プロポーザル

審査講評

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達業務に関する公募型プロポーザルについて、(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり選定を行いましたので、次のとおり講評します。

1. 審査経過

この度の事業者選定に当たっては、企画力やコンセプト、実効性、機能性や耐久性、独創性等を適正に審査の上、最も優れていると思われる提案者を選定するため公募型プロポーザル方式により実施しました。公募により参加表明のあった4者について、選定委員会にて審査を行いました。第1次審査では、プレゼンテーションパネル、ポートフォリオ、事業実施体制提案書を基に審査、第2次審査ではプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者（受注候補者）及び次点提案者を選定しました。

(1) 選定委員会の構成

分類	氏名	所属団体等
学識経験を有する者	すがや とみお 菅谷 富夫	大阪中之島美術館 館長
学識経験を有する者	はせがわ えりこ 長谷川 江利子	京都市立芸術大学 美術学部 デザイン科 准教授
学識経験を有する者	たたら けいた 多田羅 景太	京都工芸繊維大学 デザイン・建築学系 助教
市長が必要と認める者	えんどう かつひこ 遠藤 克彦	株式会社遠藤克彦建築研究所 代表取締役
本市の職員	やま たかし 山 敬史	門真市市民文化部長

(2) 選定委員会の開催日

第1次審査 令和6年12月24日（火）

第2次審査 令和7年2月4日（火）

2. 審査結果

(1) 第1次審査結果（委員の評価点の合計）

※合計点の高い順

合計（500点満点）	A	B	C	D
	446	396	346	254

※最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割である「300点」とする。

(2) 第2次審査結果（委員の評価点の合計）

※合計点の高い順

合計（500点満点）	A	B	C
	451	360	326

※最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割である「300点」とする。

(3) 第2次審査選定結果

結果	団体名
最優秀提案者（受注候補者）	カンディハウス・小久保 竜季共同企業体
次点提案者	NFW・TOSHIHIRO KAWADA DESIGN 共同事業体

3. 審査講評

本件は、古川橋駅北側で整備を進めている（仮称）門真市立生涯学習複合施設（以下「生涯学習複合施設」という。）の家具調達業務を行う候補となる者（以下「受注候補者」という。）を公募型プロポーザルにより選定するものです。

今回のプロポーザルでは、耐久性や機能性と共にデザイン性においても建築と共に永く魅力を保ち続ける家具を求めるため、以下の内容を主な評価項目として審査を行いました。

①企画力・コンセプト・・・生涯学習複合施設の建築コンセプトと内部空間、外部空間を十分に理解し、そこから導き出される要請に応える企画・コンセプトを品質、機能及び造形・意匠を含む具体的な案をもって提示できているか。

②実行・実効性・・・提案内容が確実な実行性を有しているか。また提示されたコンセプトや効果が実効性を伴うものか。製作コストに直結する材質、加工方法等がコンセプトに照らしあわせて妥当なものか。

③機能・耐久性・・・来館者の行動に対する十分な理解が提案に内包されているか。快適性、安全性、耐久性、維持管理の容易性等、プロダクトデザインと家具製作の基本が造形・意匠と引き換えられることなく提案の根底を成しているか。

④独創性・意匠性・・・生涯学習複合施設の建築と機能にふさわしい明確なデザイン思想が提案に内包され、意匠的に表現されているか。その応募者のポテンシャルや意気込みが発現しているか。

いずれの提案者も経験や技術力、企画力等が十分に発揮された提案であったと思いますが、家具

というのは、人がその身を預けて時間を過ごすものでもあることから、デザイン性だけでなく、快適性や安全性も非常に大切な要素となるため、各評価項目について慎重に審査を行い、上記の結果に至りました。その中でも、それぞれの家具が施設の中でどのように使われるかどうかを分かりやすく提示し、家具のコンセプトである「建築と共に永く残る家具」をより明確にイメージできる提案であったかどうか、今回の選定の評価のポイントになったのではないかと考えます。

今後、選定された事業者と関係者との連携によって、施設の利用者に親しまれ、愛される家具が生まれることを望みます。

令和7年2月4日

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会

委員長 菅谷 富夫